

## SAGA2024食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、SAGA2024医事・衛生基本計画に基づき、SAGA2024における食品衛生対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施するものとする。

#### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の向上

保健福祉事務所等は、SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）、関係市町及び関係団体の協力を得て、食品に起因する衛生上の危害を防止するため、食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

#### (2) 監視・指導の実施

##### ア 営業宿泊施設及び弁当調製施設等への対策

保健福祉事務所等は、食品関係営業施設等に対する監視・指導及び検査を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

特に、営業宿泊施設、弁当調理施設、土産食品の製造・販売施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場等の食品販売店に対しては、重点的に監視・指導を行う。

##### イ 転用施設等への対策

会場地委員会及び関係市町は、保健福祉事務所等の協力を得て、転用施設等の調理担当を対象に、調理施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱いについての指導を行う。

#### (3) 自主的な衛生管理活動の促進

保健福祉事務所等は、食品取扱施設を対象に食品衛生指導員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

#### (4) 食中毒患者の措置

保健福祉事務所等は、大会参加者等に食中毒患者が発生したときには、食品衛生法に基づく必要な措置を講じ、県委員会、県、会場地委員会及び関係市町は、連携して事故の拡大防止に努める。

#### (5) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

### 3 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。